

保育必要量変更申立書

(保育短時間認定→保育標準時間認定への変更)

令和 年 月 日

米沢市長 あて

【申 立 人】 施 設 名
 児 童 氏 名
 氏 名
 電 話 番 号

月の就労時間が48時間以上120時間未満ですが、次の理由により保育標準時間認定（11時間）が必要であることを申立てます。

記

該当する理由の□に✓を入れてください。

- ☐ 1か月の就労時間は120時間に満たないものの、1日の就労時間が8時間以上となるような就労を常態（月に12日以上）としている場合
- ☐ 1日の就労時間は8時間未満であるが、勤務時間との関係から、常態（月に12日以上）として施設が設定する保育短時間認定に係る利用時間帯を超えて施設を利用せざるを得ない場合
- ☐ シフト制の勤務体系などにより、1か月の中で保育を利用する時間帯がまちまちで常態（月に12日以上）として施設が設定する保育短時間認定に係る利用時間帯を超えて施設を利用せざるを得ない場合
- ☐ 保育短時間利用の開始時間より、勤務時間の開始時間が早いまたは同じ場合（月に12日以上）
- ☐ 保育短時間利用の開始時間の30分後までの勤務時間の開始時間となっている場合（月に12日以上）
- ☐ 保育短時間利用の終了時間より、勤務時間の終了時間が遅いまたは同じ場合（月に12日以上）
- ☐ 保育短時間利用の終了時間30分前までの勤務時間の終了時間となっている場合（月に12日以上）
- ☐ 産前・産後休暇の場合

※入所園決定後に申立てができます。

令和7年9月改正